

越境入学防止・適正就学の推進について（案）

浪速区では、平成 30 年 4 月新入学生から中学校に、平成 31 年 4 月新入学生から小学校に学校選択制を導入しています。この制度は、「通学する学校を選択できる」という、子どもや保護者の権利の拡大と、学校を選択を通じて、学校がさらに特色ある教育を打ち出し、学校の教育力の向上を図ることを目的としています。

一方で、居住実体のない住所に住民登録の届出をし、就学すべき学校以外の学校に入学・通学することは違法であり、子どもたちにルールを守らなくてもよいという誤った認識をもたらすことになり、子どもたちの将来にとって決して好ましい影響を与えるものではありません。

就学制度を公平・公正に実施するために、引き続き適正就学の推進に向けて取り組んでまいります。また、同和問題（部落差別）、障がい者、LGBT、国籍・民族などを理由とした偏見、事実と異なる風評など、いわれなき忌避意識をもって就学する学校を選択することはあってはならないことであり、適切な学校選択が行われるよう、引き続き人権啓発を推進してまいります。

保護者のみなさまには、適正就学の取り組みにご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

浪 速 区 役 所
浪速区適正就学推進委員会
浪速区人権啓発推進協議会

なにわくのがっこうに
にゅうがくするひとへ



※HPのメニューから Language を
Click すると がいこくご で よめます。

(参考：昨年度啓發文)

越境入学防止・適正就学の推進について

浪速区では、平成 30 年 4 月新入学生から中学校に、平成 31 年 4 月新入学生から小学校に学校選択制を導入し、受け入れ可能人数の範囲内で通学区域外の学校を希望により選択できるようになりました。

一方で、居住実態のない住所に住民登録の届出をし、就学すべき学校以外の学校に入学・通学することは違法であり、子どもたちにルールを守らなくてもよいという誤った認識をもたらすことになり、子どもたちの将来にとって決して好ましい影響を与えるものではありません。

就学制度を公平・公正に実施するために、引き続き適正就学の推進に向けて取り組んでまいりますとともに、同和問題（部落差別）、障がい者、LGBT、国籍・民族など、いわれなき忌避意識によって、差別すべきではない理由により学校選択がなされないよう人権啓発を推進してまいります。

保護者のみなさまには、適正就学の取り組みにご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

令和 7 年 7 月

浪速区役所

浪速区適正就学推進委員会

浪速区人権啓発推進協議会